



## 被用者保険の適用拡大、在職老齢年金の見直しなどを盛り込んだ年金制度改革法が成立

令和7年6月13日、年金制度改革法(正式名称は「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」)が可決・成立しました。その全体像を確認しておきましょう。

### ◆令和7年通常国会に提出された年金制度改革法案の全体像

<主な改正項目>

#### I 公的年金制度の見直し

- 1 被用者保険の適用拡大等
- 2 在職老齢年金制度の見直し
- 3 遺族年金の見直し
- 4 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的な引上げ
- 5 将来の基礎年金の給付水準の底上げ←衆議院で、附則に追加

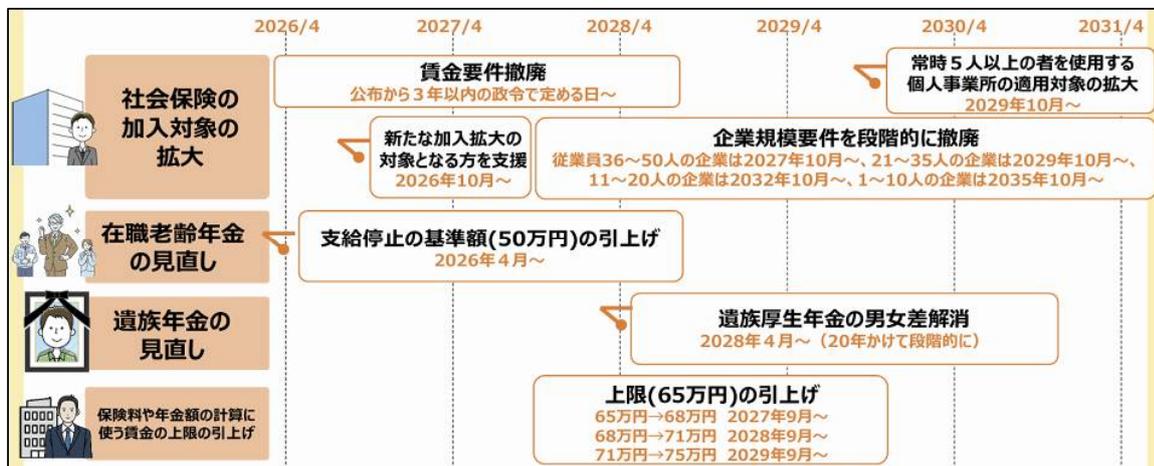
#### II 私的年金制度の見直し

- 1 個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限の引上げ
- 2 企業年金の運用の見える化

#### III その他

子に係る加算額の引上げなど

<主な改正規定の施行期日(厚労省のHPより)>



★年金の受給権者・被保険者はもちろん、適用事業所(企業)にも影響を及ぼす改正規定が含まれており、非常に重要な改正法案となっています。

今後の動向に注目です。動きがありましたら、改めてお伝えします。

【厚労省】 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284\\_00017.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html)

## 「令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q&A（令和7年5月）」を公表

これまでもお伝えしてきましたが、令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。この改正について、国税庁から、「令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q&A（令和7年5月30日）」が公表されました。ここでは、そのQ&Aの一つを紹介します。

### ◆令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q&A（令和7年5月30日）/Q&A4-1

Q 令和7年12月に行う年末調整での税額計算において注意する点を教えてください。

A 注意する点は以下のとおりです。

① 「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

令和7年12月に年末調整の計算をする際には、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

（注）改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」は、国税庁ホームページに令和7年8月末頃に掲載する「令和7年分年末調整のしかた」に掲載予定です。

② 基礎控除額が改正されましたので、従業員から提出を受けた基礎控除申告書を基に、基礎控除額を控除してください。

③ 特定親族特別控除が創設されましたので、従業員から提出を受けた特定親族特別控除申告書を基に、特定親族特別控除額を控除してください。

④ 本年分の毎月の徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときには、その差額（過納額）は、その過納となった人に還付します。

過納額が生じた場合には、その過納額を年末調整を行った月分（通常は本年12月分。納期の特例の承認を受けている場合には、本年7月から12月までの分。）として納付する源泉徴収税額から差し引き、過納となった人に還付しますが、年末調整を行った月分の徴収税額のみでは還付しきれないときは、その後納付する源泉徴収税額から差し引き順次還付します。（以下、省略）

★このQ&Aにより、令和7年度税制改正による年末調整の変更点などについて、国税庁の現時点における見解を知ることができますので、早めに確認しておくようにしましょう。必要であれば、お声掛けください。Q&Aのリンクなどを紹介させていただきます。

### 編 集 後 記

2025年も折り返し地点。この半年を振り返り、これからの半年をより有意義に過ごしていきたいな…と思います。年初に立てた目標「余白ある生活を送り、人生を豊かに生きる」、だいぶ実践できています。この半年間のうち、半分くらいはちょっとだけ余白がある生活を送り、休日にのんびりと過ごすことも増えました。余白ある生活を送っていると、心が穏やかになり、笑顔でいることも多くなり、表情が少し変化したような気がしています。残りの半年も、仕事以外のことで楽しみたいと思います。